

## 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護 運営規程

(事業の目的)

第1条 この運営規程は、特定非営利活動法人ライフサポートてだこが設置する小規模多機能ホームあん（以下「事業所」という。）が行う指定小規模多機能型居宅介護事業及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者、介護職員、看護職員、介護支援専門員（以下「従業者」という。）が要介護状態（指定介護予防小規模多機能型居宅介護にあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適切な指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 指定小規模多機能型居宅介護の提供にあたっては、要介護者の心身の特性、希望を踏まえて、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせて適切なサービスを提供する。
- 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供にあたっては、要支援者が可能な限りその居宅において、又は事業所に通い、若しくは短期間宿泊し、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、自立した日常生活が営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持又は向上を目指すよう、適切なサービスを提供する。
- 3 事業の実施にあたっては、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を営むことができるよう必要なサービスを提供する。
- 4 事業の実施にあたっては、利用者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守りを行う等、利用者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供する。
- 5 事業の実施にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は家族に対し、サービスの提供等について、理解しやすいように説明を行う。
- 6 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 7 前各項のほか、「浦添市指定地域密着型サービスの人員、設備、および運営に関する基準を決める条例（条例第38号）及び「浦添市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（条例第39条）」に定める内容を遵守し、事業を実施する。
- 8 サービス提供にあたっては、利用者に身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。但し、利用者又は他の利用者等の生命を保護するため緊急やむを得ないと判断した場合は、その様態及び時間、その際の心身の状況及び緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 小規模多機能ホーム あん
- (2) 所在地 沖縄県浦添市大平1-34-8

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

小規模多機能型居宅介護事業が、事業の目的、運営の方針に沿って適切に実施されるよう施設職員の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行い職員に必要な指揮命令を行う。

(2) 介護支援専門員 1名

介護支援専門員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画（以下「小規模多機能型居宅介護計画」という。）の作成、地域包括支援センターや居宅介護サービス事業所等のほかの関係機関との連絡、調整等を行う。

(3) 介護従事者（日中） 通いサービス利用者3人に対して1名以上

訪問サービス利用者対応として1名

(4) 介護従事者（夜間） 宿泊サービス利用者に対して1名（夜勤）

訪問サービス利用者対応として1名（宿直）

介護従事者は、利用者の日常生活の支援等を行う。尚、介護従事者のうち1名以上は常勤とし、1名以上は看護師又は准看護師（非常勤でも可）とする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日 365日

(2) 営業時間

①通いサービス 基本時間 9時～17時まで

②宿泊サービス 基本時間 17時～9時まで

③訪問サービス 24時間

(利用定員)

第6条 事業所の登録定員は25人とする。

2 1日の通いサービスの利用定員は15人とする。

3 1日の宿泊サービスの利用定員は5人とする。

(指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の内容)

第7条 指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の内容は次のとおりとする。

(1) 通いサービス

事業所において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練等を提供する。

①日常生活の援助

②健康チェック

③機能訓練

④食事支援

⑤入浴支援

⑥排せつ支援

⑦送迎支援

(2) 訪問サービス

利用者の居宅を訪問し、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話を提供する。

(3) 宿泊サービス

事業所において宿泊し、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供する。

(4) 相談・助言等

利用者及びその家族の日常生活上における介護等に関する相談及び助言、援助を行う。

(小規模多機能型居宅介護計画)

第8条 指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、

他の従業者と協議の上、援助目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等記載した小規模多機能型居宅介護計画を個別に作成する。

- 2 小規模多機能型居宅介護計画の作成にあたっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努める。
- 3 小規模多機能型居宅介護計画の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得る。
- 4 小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、当該小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付する。
- 5 利用者に対し、小規模多機能型居宅介護計画に基づいてサービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。
- 6 小規模多機能型居宅介護計画の作成後においても、常に小規模多機能型居宅介護計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて小規模多機能型居宅介護計画の変更を行う。
- 7 小規模多機能型居宅介護計画の目標及び内容については、利用者又はその家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行い記録する。

(指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利用料)

第9条 事業所が提供する指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- 2 次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。
  - (1) 宿泊は、1泊につき2,000円を徴収する。
  - (2) 食費は、利用した食事に対して、朝食309円、昼食412円、夕食450円を徴収する。
  - (3) 前各号に掲げるもののほか、小規模多機能型居宅介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、利用者が負担することが適当と認められる費用につき、実費を徴収する。
- 3 前各項の利用等の支払いを受けたときは、利用料とその他の費用(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。
- 4 指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。
- 5 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。
- 6 法定代理受領サービスに該当しない指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、浦添市全域とする。

(緊急時等における対応方法)

- 第11条 指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医や協力医療機関等に連絡する等の必要な措置を講じる。
- 2 利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
  - 3 利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供によ

り事故が発生した場合は、その事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。

4 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発防止の対策を講じる。

5 利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第12条 事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を年2回行うこととする。

(衛生管理等)

第13条 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲料用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を行うこととする。

2 事業所は、指定小規模多機能型居宅介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を行うこととする。また、必要な研修や訓練を実施し、感染対策の質の向上に努める。

(苦情処理)

第14条 指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

2 指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る利用者又はその家族からの苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 事業所は、苦情がサービスの質の向上に図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえてサービスの質の向上に向けた取り組みを行う。

4 事業所は、提供した指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護に関し、介護保険法（以下「法」という。）第23条又は法第78条の6若しくは法第115条の15の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

5 事業所は、提供した指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第2号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(個人情報の保護)

第15条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得る。

(秘密の保持)

第16条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(運営推進会議)

第17条 事業所が地域に密着し、地域に開かれたものにするために、運営推進会議を設置する。

2 事業所は、運営推進会議の設置、運営等に関する事項について、運営推進会議規則を定める。

(その他運営に関する留意事項)

第 18 条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内

(2) 継続研修 年 1 回

2 事業所は、小規模多機能型居宅介護に関する記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存するものとする。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は特定非営利活動法人ライフサポートでだこと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(協力医療機関)

第 19 条 事業所は、日頃から以下の医療機関と連携し、利用者の体調管理や、入院や夜間を含む緊急時などにも迅速に対応する。

浦添市大平 446 嶺井第一病院 院長 石川智司

浦添市屋富祖 1-2-10 高良歯科医院 院長 高良恒己

(身体拘束)

第 20 条 事業所は介護の提供に当たり、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体拘束）を行わない。

第 21 条 事業所が緊急やむを得なく（切迫性、非代替性、一時性の三つの要件を満たす）身体拘束を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することとする。また、身体拘束が適正に行われるように、対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底する。

身体拘束適正化に関する責任者：管理者

身体拘束適正化に関する担当者：介護支援専門員

(虐待防止)

第 22 条 事業所は利用者などの人権の擁護・虐待の発生またはその再発を防止するために、次に掲げる通り必要な措置を講ずる。

① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底する。

② 虐待防止に関する担当者を選定している。

虐待防止に関する責任者：管理者

虐待防止に関する担当者：介護支援専門員

③ 成年後見制度の利用支援。

④ 職員が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、職員が利用者の権利擁護に取り組める環境整備に努める。

⑤ 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について職員に周知徹底を図る。

⑥ 虐待防止のための指針の整備をする。

⑦ 職員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

⑧ サービス提供中に当該施設職員または擁護者（現に擁護している家族・親族・同居人など）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。

(認知症ケア)

第 23 条 事業所は、認知症に関する十分な知識を習得し、専門性と資質の確保・向上を目的とし、定期

的に研修を実施する。

2 認知症高齢者への対応として、総合的なアセスメントを踏まえ、環境やチームケアを統一することで、認知症高齢者のニーズに即した生活支援を行う。

パーソン・センタード・ケア（いつでも どこでも その人らしく）本人の自由意思を尊重したケアを実践する。

3 適切な認知症ケアが行われるように委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底する。

認知症ケアに関する責任者：管理者

認知症ケアに関する担当者：介護支援専門員

（記録の開示）

第 24 条 利用者は事業所に対して保存されているサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができる。（複写物の請求を行う場合には有料です）

（利益供与の禁止）

第 25 条 事業所及び職員は、利用者に対して特定のサービスを提供することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはいけない。

（第三者評価）

第 26 条 事業所は年に一度、質の確保と向上のため、運営推進会議を活用しサービス評価を行う。またその結果は役所へ提出し、事業所の入り口にも掲示するものとする。

（ハラスメント防止）

第 27 条 事業所は、適切な指定小規模多機能型居宅介護（指定介護予防小規模多機能型居宅介護）の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針を明確化し、必要な措置を講ずるものとする。

（事業継続計画）

第 28 条 事業所は不測の事態（新興感染症、自然災害等）に備えて事業継続計画を策定し、新入社員に対しては入社時、その他社員に対しても必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。

第 29 条 いかなる状況でも可能な限り早急に事業を再開するために、委員会を開催し、定期的に事業継続計画の見直しを行う。

事業継続計画に関する責任者：管理者

事業継続計画に関する担当者：介護支援専門員

（世代間交流）

第 30 条 事業所は世代間交流の為に、定期的に学校機関へ出向き、学生や障がい児童福祉サービス事業所との交流を行う。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 22 年 11 月 1 日から施行する。

この規定は、平成22年11月16日から施行する。  
この規定は、平成22年12月6日から施行する。  
この規定は、平成23年1月15日から施行する。  
この規定は、平成23年9月15日から施行する。  
この規定は、平成23年10月1日から施行する。  
この規定は、平成23年11月1日から施行する。  
この規定は、平成23年12月20日から施行する。  
この規定は、平成24年2月1日から施行する。  
この規定は、平成24年4月1日から施行する。  
この規定は、平成24年5月1日から施行する。  
この規定は、平成24年6月1日から施行する。  
この規定は、平成24年7月4日から施行する。  
この規定は、平成26年4月1日から施行する。  
この規定は、平成27年8月1日から施行する。  
この規定は、平成28年4月1日から施行する。  
この規定は、令和3年4月1日から施行する。  
この規定は、令和4年2月14日から施行する。  
この規定は、令和4年4月1日から施行する。  
この規定は、令和6年4月1日から施行する。